

特定事業者制度に係る
冷媒用代替フロン使用状況等報告書の手引書

令和4年2月

(令和4年5月一部改訂)

(令和5年5月一部改訂)

京 都 府

冷媒用代替フロン使用状況等報告書に関する御質問等については、
京都府総合政策環境部環境管理課（075-414-4711）までお問い合わせください。

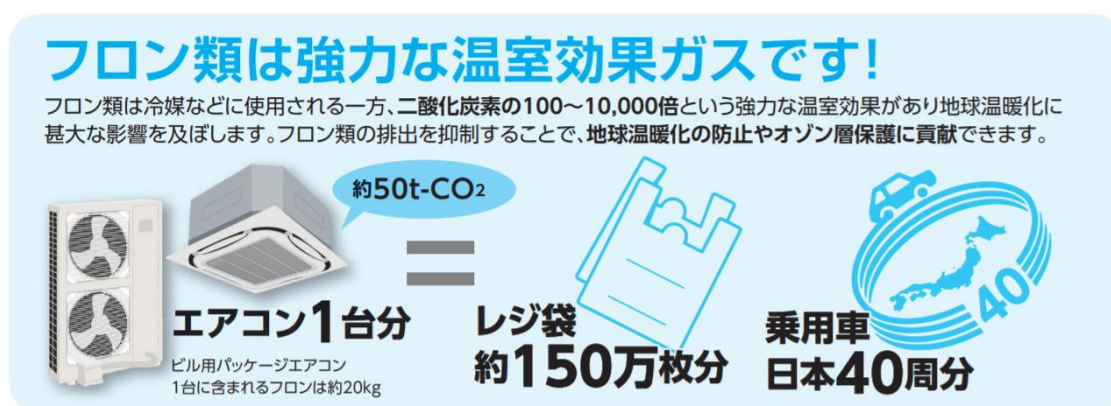
目 次

I	はじめに	1
II	制度の内容	1
1	制度の内容	1
2	対象者	2
3	対象となる機器	2
4	対象となる冷媒	3
5	報告書の提出方法	3
	■用語の定義	5
III	報告書の作成要領	6
	■STEP0 必要な資料を準備する	8
	■STEP1 報告書様式を準備し、報告者の情報等を記入する	8
	■STEP2 冷媒用代替フロン使用の第一種特定製品の台数等を記入する	9
	【STEP2-1】 前年度当初の保有台数、廃棄台数、前年度末の保有台数を記入する ...	9
	【STEP2-2】 整備に際して冷媒用代替フロンを充填及び回収した第一種特定製品の台数を記入する	12
	■STEP3 前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量を記入する	13
	■STEP4 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制を記入する	14
	■STEP5 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況を記入する	15
	■STEP6 ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針を記入する	17

I はじめに

近年、防災や健康、また農業や生態系等の分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあります。そこで、京都府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、令和 32（2050）年に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すという目標を掲げ、社会全体の脱炭素化に向けた取組を総合的に推進しています。

温室効果ガスの排出量を大幅に削減していく必要がある中、非常に強力な温室効果を持つ代替フロン¹の排出量は、年々増加しており、その排出抑制が極めて重要です。フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。）でも、業務用エアコンや業務用冷凍冷蔵機器の所有者等に対して、機器の使用時や廃棄時におけるフロン類の適正な管理義務が課されているところです。しかしながら、フロン排出抑制法の遵守状況について、CSR レポートや環境報告書に記載している東証一部上場企業がわずか 3%にとどまっているという調査結果（※）が示すように、フロン類の適正管理に対する関心が低いことは大きな課題です。（※出典：JRECO 通信 No.12（一般財団法人日本冷媒・環境保全機構））



出典：フロン排出抑制法リーフレット 機器管理者の皆様へ

このような状況を踏まえ、京都府では、フロン類の適正管理への関心を高め、冷媒用代替フロン¹の漏えい防止及び使用量削減を促進するために、令和2年に京都府地球温暖化対策条例（平成 17 年京都府条例第 51 号）を改正し、令和3年4月1日から冷媒用代替フロン¹の使用状況の報告・公表制度を設けました。

特定事業者のうち対象となる皆様は、「冷媒用代替フロン使用状況等報告書」の作成・提出を通じて、冷媒用代替フロン使用機器の管理及びノンフロン機器の導入に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いします。

II 制度の内容

1 制度の内容

本制度は、2の対象者に該当する事業者の皆様は、毎年度、府内で保有されている第一種特定製品の台数や充填・回収量、冷媒用代替フロン¹の漏えい防止のための管理体制及び取組の実施状況、ノンフロン製品又は地球温暖化係数の低い冷媒の製品の導入方針を「冷媒用代替フロン使用状況等報告書」（以下「報告書」という。）により御報告いただくものです。

※ 業務用エアコンや業務用冷凍冷蔵機器を管理している者は、フロン排出抑制法で、機器の点検や結果の記録の保存等が義務付けられています。京都府地球温暖化対策条例では、その記録内容の一部をとりまとめて御報告いただくとともに、冷媒用代替フロン¹の漏えい防止のための取組等を御報告いただき、府のホームページで公表することとしています。

2 対象者

京都府地球温暖化対策条例施行規則（平成18年京都府規則第19号）第12条第1項各号（同項第2号イ及びウを除く。）に該当する特定事業者です。

※ 特定事業者であっても、自動車の使用の本拠の位置を府内に登録している車両の総数が、バスが100台以上、タクシーが150台以上の自動車運送事業者（京都府地球温暖化対策条例施行規則第12条第1項第2号イ及びウに該当する者）は対象外です。

※ 京都市域のみに事業所を有する特定事業者の皆様も対象となります。（報告書の提出先は京都府です。）

3 対象となる機器

下表のとおり、報告内容によって対象機器が異なります。

	報告内容	対象機器
①	前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品（※） （例：業務用エアコン、業務用冷蔵庫、製氷機、ビールサーバー、冷水機、ターボ冷凍機、チラー、スクリュウ冷凍機、GHP（ガスヒートポンプエアコン）、冷凍冷蔵ユニット、別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、スポットエアコン、輸送用冷凍冷蔵ユニット、飲料自動販売機、食料自動販売機 等）
②	前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	
③	冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	冷媒用代替フロンを使用するすべての機器 （上記の第一種特定製品に加えて、家庭用エアコンやカーエアコン等を含みます。）
④	冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	
⑤	ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	

※ 第一種特定製品とは、フロン排出抑制法第2条第3項に規定する第一種特定製品をいいます。具体的には、業務用の冷凍空調機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの（カーエアコンを除く。）をいいます。

※ 第一種特定製品の見分け方としては次の方法があります。

a) 室外機の銘板、シールを確認する。

平成14年4月（フロン回収・破壊法の施行）以降に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロン類の種類、量などが記載されています。それ以前に販売された機器についても業界の取組等により表示（シールの添付）が行われています。

b) 機器のメーカーや販売店に問い合わせる。

※ ③～⑤の報告対象製品には、事業所内の貸している場所に設置された自動販売機など自ら管理する機器以外の機器も含まれます。

4 対象となる冷媒

冷媒用の代替フロン（HFC）が対象です。下表に対象となる冷媒の主な例を示します。

本報告書	種類	代表的な冷媒の冷媒番号
対象	HFC	R23, R32, R125, R134a, R245fa, R404A, R407A, R407C, R407D, R407E, R410A, R410B, R417A, R422A, R507A, R508A, R508B 等
対象外	HCFC	R123, R22, R141b, R401A, R402A, R409B, R412A, R509A 等
	CFC	R11, R12, R114, R502 等
	自然冷媒	アンモニア（R717）、二酸化炭素（R744）、炭化水素（R290、R600a 等）等

注1：フロン類 GWP 告示（平成 28 年経済産業省、環境省告示第 2 号）に規定されるフロン類のうち、令和元年度に国に算定漏えい量報告があった冷媒を、上表のとおり分類した。

注2：混合冷媒の組成は ASHRAE（アメリカ暖房冷凍空調学会）のホームページ（英語）を参照し、分類した。

<https://www.ashrae.org/technical-resources/standards-and-guidelines/ashrae-refrigerant-designations>

- ※ 混合冷媒については、次のとおり取り扱います。
 - ・混合成分に CFC を含む場合：CFC として取り扱います。（本報告書の対象外）
 - ・HCFC と HFC の混合物：HCFC として取り扱います。（本報告書の対象外）
 - ・HFC とフロン類以外の冷媒（HFO など）の混合物：HFC として取り扱います。（本報告書の対象）

- ※ 機器に充填されている冷媒の混合比が不明な場合は、機器メーカーにお問い合わせください。

5 報告書の提出方法

(1) 提出物及び部数

報告書 1 部

※ 様式は府ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kyoto.jp/taiki/hfc.html>

(2) 提出先

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

※ 京都府地球温暖化対策条例第 19 条に規定する事業者排出量削減報告書を京都府に御提出いただいている特定事業者の皆様は、それと併せて電子ファイル又は紙ベースで御提出願います。

（年度の途中で新たに報告対象者となられた場合は、事業者排出量削減報告書は翌々年度からの御提出となりますが、冷媒用代替フロン使用状況等報告書は翌年度からの御提出となりますので、御注意ください。）

※ 京都市域のみに事業所を有する特定事業者の皆様は、京都市地球温暖化対策条例（平成 16 年京都市条例第 26 号）第 37 条第 1 項に規定する事業者排出量削減計画書や同条例第 40 条第 1 項に規定する事業者排出量削減報告書等を京都市に御提出いただいておりますが、冷媒用代替フロン使用状況等報告書の提出先は京都府ですので御留意ください。

※ なお、冷媒用代替フロン使用状況等報告書に関する御質問等については、京都府総合政策環境部環境管理課までお問合せください。

<京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課> (提出先)
住 所：京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話番号：075-414-4708
メー ル：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

<京都府総合政策環境部環境管理課> (問合せ先)
住 所：京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話番号：075-414-4711
メー ル：kankyoka@pref.kyoto.lg.jp

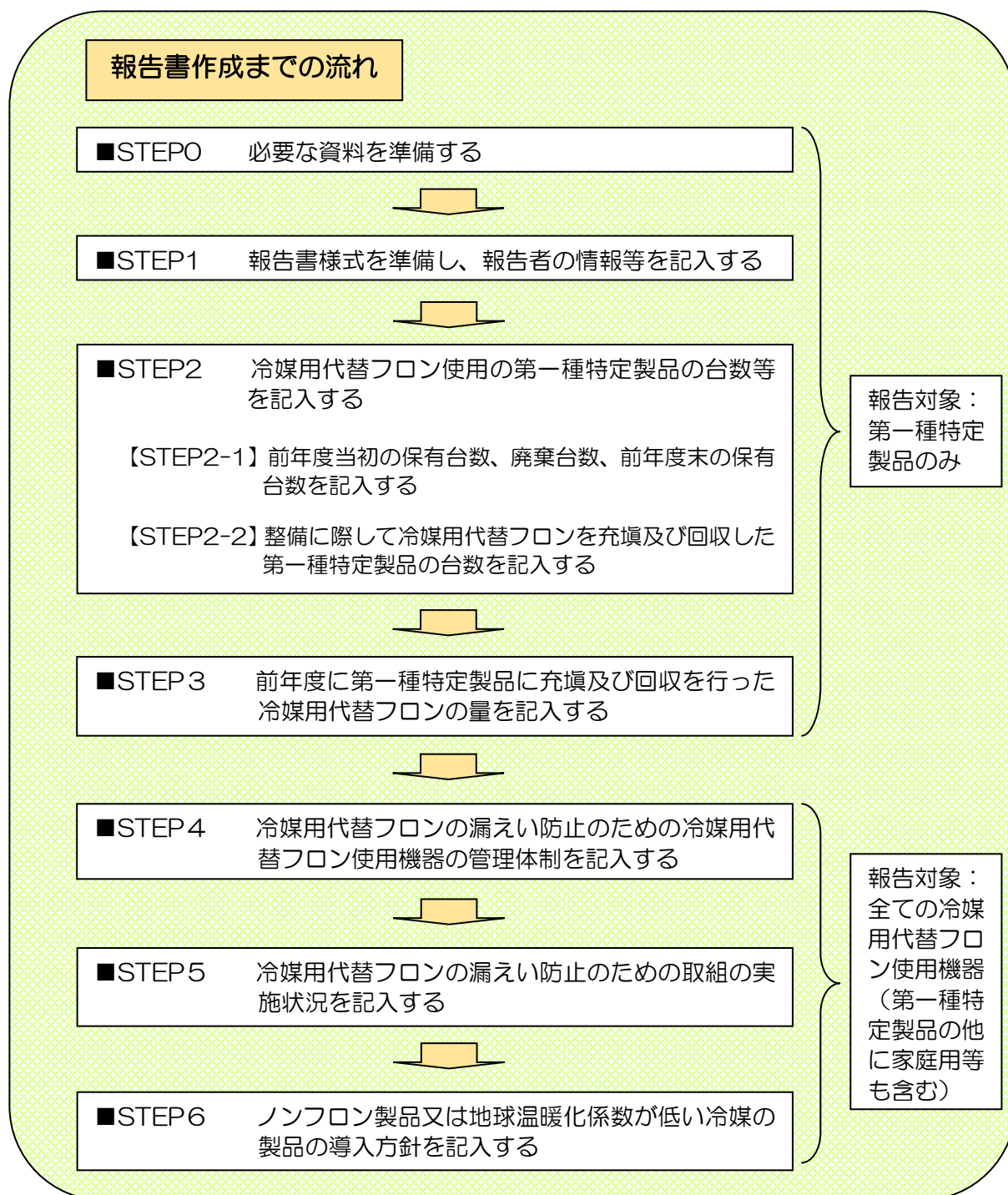
(3) 提出期限
毎年度7月末日まで

■用語の定義

この手引書で使用している用語の意味や内容は、次のとおりです。

- フロン類
フロン排出抑制法第2条第1項に規定するフロン類をいいます。フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称であり、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）のことをいいます。
- 代替フロン
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
- 冷媒用代替フロン
エアコンディショナーや冷蔵機器及び冷凍機器等の冷媒用途として使われている代替フロンをいいます。
- 地球温暖化係数
二酸化炭素を1とした場合の温暖化影響の強さを表す値のことをいいます。
- 機器の整備
機器の設置から廃棄前までに行われる設備施工、保守・修繕等の作業をいいます。
- 管理者
フロン排出抑制法第2条第8項に規定する管理者のことをいいます。機器からのフロン類の漏えいに実質的な責任を持ち、漏えい抑制のために必要な行動（費用の負担の判断等）をとることができる者をいいます。具体的には、製品の所有者その他適切な点検・修理等を行うことができる整備者を選択すること、整備者に対し適切な点検・修理等を行うよう指示すること、それらに必要な費用や体制の手当ての判断をすること等を行える者をいいます。また、法人として所有する機器については、当該法人が「管理者」となります。
- 充填証明書
第一種特定製品の整備のために当該製品にフロン類を充填した際に発行される証明書で、第一種フロン類充填回収業者から当該製品の管理者に交付されるものです。
- 回収証明書
第一種特定製品の整備のために当該製品にフロン類を回収した際に発行される証明書で、第一種フロン類充填回収業者から当該製品の管理者に交付されるものです。
- 点検記録簿
第一種特定製品の管理者が作成・保存することとされているもので、その管理する第一種特定製品ごとに点検及び整備に係る事項を記録したものです。
- 引取証明書
第一種特定製品の廃棄時に、第一種フロン類充填回収業者に直接フロンの回収を依頼した場合又は第一種フロン類引渡受託者に回収依頼を委託した場合、第一種フロン類充填回収業者の回収作業終了後に、当該製品を廃棄した管理者に交付又は送付されるものです。

Ⅲ 報告書の作成要領



7ページに示す記入例の作成手順について、上で示す流れに沿って説明します。

【記入例】

第17号の2様式（第54条の2関係）

記入例

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和〇年〇月〇日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府〇〇市〇〇町〇-〇		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社京都〇〇 代表取締役 京都太郎			

STEP1

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	5 台	2 台	0 台	6 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	7 台	1 台	1 台	6 台

STEP2

前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	8.9	キログラム	6.9	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0.3	キログラム	0.4	キログラム

STEP3

冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内の事業所で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき簡易点検を実施している。 ・ 自らが管理する第一種特定製品についてはWEBアプリを用いて点検記録の保存を行い、関係社員の誰もがいつでも閲覧できる仕組みを導入している。
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するよう、マニュアルにまとめ運用している。 ・ 廃棄後も点検記録簿の保存をWEBアプリ上で管理しており、いつでも点検記録簿を閲覧できる体制をとっている。

STEP4

冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内の事業所で管理している家庭用エアコン全てに対して、夏期の前の5月に試運転を実施し、異音の発生等がないか確認した。 ・ 自らが管理する業務用冷凍機器にはフロン漏えい検知器を取り付け、冷媒用代替フロンの漏えいを早期発見し、大量漏えいを未然に防いだ。
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。 ・ 第一種特定製品の廃棄時と家庭用エアコンの廃棄時に遵守すべき項目について社内でのe-ラーニングを実施した。

STEP5

ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トップランナー機器）を導入する。 ・ 2030年度までに、冷媒としてR410Aを使用している家庭用エアコンの全てを、地球温暖化係数がより低い代替フロンであるR32を冷媒として使用する家庭用エアコンに更新する。
-------------------------------	---

STEP6

特記事項	
------	--

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。

【第17号の2様式（第54条の2関係）より抜粋】

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

日付を記入

(宛先) 京都府知事	令和〇年〇月〇日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府〇〇市〇〇町〇-〇	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社京都〇〇 代表取締役 京都太郎

事業者の住所を記入

事業者の名称及び代表者の氏名を記入

※委任状を提出いただいている場合でも、事業者の代表者の情報を記入してください。

■STEP2 冷媒用代替フロン使用の第一種特定製品の台数等を記入する

これ以降は例として、令和3年度分の報告書を作成する場合の手順を示します。

【STEP2-1】 前年度当初の保有台数、廃棄台数、前年度末の保有台数を記入する

- ③ 京都府内で令和3年度末時点で保有していた第一種特定製品及び令和3年度中に廃棄した第一種特定製品を併せてリスト化する。（リストの例を10ページに示します。）
- ④ ③で作成したリストのうち、冷媒用代替フロンを使用している機器をリスト化する。
 - ・3ページに示した対象となる冷媒の主な例を下表に再掲します。

本報告書	種類	代表的な冷媒の冷媒番号
対象	HFC	R23, R32, R125, R134a, R245fa, R404A, R407A, R407C, R407D, R407E, R410A, R410B, R417A, R422A, R507A, R508A, R508B 等
対象外	HCFC	R123, R22, R141b, R401A, R402A, R409B, R412A, R509A 等
	CFC	R11, R12, R114, R502 等
	自然冷媒	アンモニア (R717), 二酸化炭素 (R744), 炭化水素 (R290, R600a 等) 等

- ・10ページのリストを見ると、管理番号 1-1 のエアコンディショナーの冷媒が R22 (HCFC の一種) であるので、この機器は本報告書の対象外となります。10ページのリストから冷媒に HFC を使用しているものを抜き出したリスト（以下「冷媒用代替フロン使用の第一種特定製品リスト」といいます。）を11ページに示します。（11ページのリストでは、本報告書の対象外となる機器を網掛けで示しています。）
- ⑤ 以上により作成した冷媒用代替フロン使用の第一種特定製品リストから次のことが分かるので、それぞれの欄に記入する。
 - ・令和3年度当初に所有していた冷媒用代替フロン使用の第一種特定製品の台数は、エアコンディショナーが**5台**、冷蔵機器及び冷凍機器が**7台**であった。
 - ・令和3年度中に新しく設置した冷媒用代替フロン使用の第一種特定製品は、エアコンディショナーが**1台**、冷蔵機器及び冷凍機器が**0台**であった。
 - ・令和3年度中に廃棄した冷媒用代替フロン使用の第一種特定製品は、エアコンディショナーが**0台**、冷蔵機器及び冷凍機器が**1台**であった。
 - ・令和3年度末時点で所有していた冷媒用代替フロン使用の第一種特定製品は、エアコンディショナーが**6台**、冷蔵機器及び冷凍機器が**6台**であった。

第一種特定製品リスト

管理番号	設置場所 (名称)	製造業者	設置 年月日	製品分類	型式	製番	用途	定格 出力 (kW)	定期点検	冷媒 種類	充填量 (kg)	廃棄 年月日	備考
1-1	〇〇棟3F 食堂	〇〇電機	H13.6.10	店舗用/パッケージ シェアコン	AA001	BB001	空調用	1.9	—	R22	4.3	R3.6.23	点検記録簿は R6.6.23まで保存
1-2	〇〇棟2F 事務室	〇〇電機	H23.9.27	店舗用/パッケージ シェアコン	AA002	BB002	空調用	7.3	—	R410A	7.6		R3.10.11修理
1-3	〇〇棟2F 会議室	〇〇電機	H25.11.25	店舗用/パッケージ シェアコン	AA003	BB003	空調用	3.0	—	R410A	1.85		
1-4	〇〇棟1F 商談室	〇〇電機	H27.4.27	店舗用/パッケージ シェアコン	AA004	BB004	空調用	4.9×2	○	R410A	11.5		
1-5	〇〇棟1F 事務室	〇〇電機	H27.4.27	店舗用/パッケージ シェアコン	AA005	BB005	空調用	4.9×2	○	R410A	11.5		
1-6	△△工場1F 作業場	〇〇電機	R1.12.2	設備用/パッケージ シェアコン	AA006	BB006	空調用	11.8	○	R410A	7.9		
1-7	〇〇棟3F 食堂	〇〇電機	R3.6.23	店舗用/パッケージ シェアコン	AA007	BB007	空調用	1.1	—	R32	4.5		
2-1	〇〇棟3F 食堂	〇〇電機	H24.5.13	内蔵型冷蔵 ショーケース	CC001	DD001	冷凍・冷 蔵用	0.9	—	R410A	1.0		
2-2	〇〇棟3F 食堂	〇〇電機	H24.5.13	内蔵型冷蔵 ショーケース	CC002	DD002	冷凍・冷 蔵用	0.9	—	R410A	1.0		
2-3	〇〇棟3F 食堂	〇〇電機	H27.6.12	製氷機	CC003	DD003	冷凍・冷 蔵用	0.4	—	R404A	0.16		
2-4	〇〇棟3F 食堂調理場	△△電機	H29.2.19	内蔵型業務用冷 蔵庫	CC004	DD004	冷凍・冷 蔵用	0.4	—	R404A	0.3		R3.9.6修理
2-5	〇〇棟3F 食堂調理場	△△電機	H29.2.19	内蔵型業務用冷 蔵庫	CC005	DD005	冷凍・冷 蔵用	0.2	—	R134a	0.2		
2-6	△△工場1F 作業場	〇〇電機	H8.7.3	冷水機	GG006	DD006	冷凍・冷 蔵用	0.6	—	R134a	0.2	R4.2.5	点検記録簿は R7.2.5まで保存
2-7	△△工場1F 冷蔵倉庫	〇〇電機	H26.10.11	冷凍冷蔵ユニット	CC007	DD007	冷凍・冷 蔵用	11.8×2	◎	R410A	49.7		

出典：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き(第3版)P.102を一部加工

- ※1 廃棄済みの第一種特定製品には取り消し線を記載。
- ※2 記号の意味は次のとおり。 ◎:1年に1回以上定期点検が必要 ○:3年に1回以上定期点検が必要 —:定期点検は不要
- ※3 全ての第一種特定製品に対して3ヶ月に1回以上の簡易点検が必要。

冷媒用代替フロン使用の第一種特定製品リスト(10ページのリストから冷媒用代替フロン使用分を抽出)

管理番号	設置場所 (名称)	製造業者	設置 年月日	製品分類	型式	製番	用途	定格 出力 (kW)	定期点検	冷媒 種類	充填量 (kg)	廃棄 年月日	備考
1-1	〇〇棟3F 食堂	〇〇電機	H13.6.10	店舗用パッケージ シェアコン	AA001	BB001	空調用	1.0	—	R410A	4.3	R3.6.23	点検記録簿は R3.6.23まで保存
1-2	〇〇棟2F 事務室	〇〇電機	H23.9.27	店舗用パッケージ シェアコン	AA002	BB002	空調用	7.3	—	R410A	7.6		R3.10.11修理
1-3	〇〇棟2F 会議室	〇〇電機	H25.11.25	店舗用パッケージ シェアコン	AA003	BB003	空調用	3.0	—	R410A	1.85		
1-4	〇〇棟1F 商談室	〇〇電機	H27.4.27	店舗用パッケージ シェアコン	AA004	BB004	空調用	4.9×2	○	R410A	11.5		
1-5	〇〇棟1F 事務室	〇〇電機	H27.4.27	店舗用パッケージ シェアコン	AA005	BB005	空調用	4.9×2	○	R410A	11.5		
1-6	△△工場1F 作業場	〇〇電機	R1.12.2	設備用パッケージ シェアコン	AA006	BB006	空調用	11.8	○	R410A	7.9		
1-7	〇〇棟3F 食堂	〇〇電機	R3.6.23	店舗用パッケージ シェアコン	AA007	BB007	空調用	1.1	—	R32	4.5		
2-1	〇〇棟3F 食堂	〇〇電機	H24.5.13	内蔵型冷蔵 ショーケース	CC001	DD001	冷凍・冷 蔵用	0.9	—	R410A	1.0		
2-2	〇〇棟3F 食堂	〇〇電機	H24.5.13	内蔵型冷蔵 ショーケース	CC002	DD002	冷凍・冷 蔵用	0.9	—	R410A	1.0		
2-3	〇〇棟3F 食堂	〇〇電機	H27.6.12	製氷機	CC003	DD003	冷凍・冷 蔵用	0.4	—	R404A	0.16		
2-4	〇〇棟3F 食堂調理場	△△電機	H29.2.19	内蔵型業務用冷 蔵庫	CC004	DD004	冷凍・冷 蔵用	0.4	—	R404A	0.3		R3.9.6修理
2-5	〇〇棟3F 食堂調理場	△△電機	H29.2.19	内蔵型業務用冷 蔵庫	CC005	DD005	冷凍・冷 蔵用	0.2	—	R134a	0.2		
2-6	△△工場1F 作業場	〇〇電機	H8.7.3	冷水機	GG006	DD006	冷凍・冷 蔵用	0.6	—	R134a	0.2	R4.2.5	点検記録簿は R7.2.5まで保存
2-7	△△工場1F 冷蔵倉庫	〇〇電機	H26.10.11	冷凍冷蔵ユニット	CC007	DD007	冷凍・冷 蔵用	11.8×2	◎	R410A	49.7		

出典: フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き(第3版)P.102を一部加工

- ※1 廃棄済みの第一種特定製品には取り消し線を記載。
- ※2 記号の意味は次のとおり。 ◎:1年に1回以上定期点検が必要 ○:3年に1回以上定期点検が必要 —:定期点検は不要
- ※3 全ての第一種特定製品に対して3ヶ月に1回以上の簡易点検が必要。
- ※4 冷媒用代替フロン以外の冷媒を使用した第一種特定製品は網掛けで表示。

【第17号の2様式（第54条の2関係）より抜粋】

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	5台	台	0台	6台
	冷蔵機器及び冷凍機器	7台	台	1台	6台

④で作成したリストの機器のうち、令和3年4月1日時点で保有している台数を記入

令和3年度中に廃棄した台数を記入

④で作成したリストの機器のうち、令和4年3月31日時点で保有している台数を記入

【STEP2-2】 整備に際して冷媒用代替フロンを充填及び回収した第一種特定製品の台数を記入する

<整備とは>

機器の設置から廃棄前までに行われる設備施工、保守・修繕等の作業をいいます。

例：機器の設置時の充填

冷媒系統の一部（例：配管、コンプレッサー）の交換のための充填・回収作業 など

⑥ STEPO で準備した充填証明書、回収証明書（又は点検記録簿）及び引取証明書の全てが第一種特定製品について充填又は回収を行ったものであること、令和3年度中に充填又は回収を行ったものであること、冷媒用代替フロンの充填又は回収を行ったものであることを確認する。

⑦ ⑥で用意した書類から次の情報を読み取り、整理する。

【読み取る情報】

- 証明書の種類（充填証明書、回収証明書、引取証明書）
- 機器の特定情報
- 充填又は回収した年月日
- 充填又は回収したフロン類の種類
- 充填又は回収したフロン類の量

管理番号	証明書の種類	機器の種類	機器の特定情報		充填又は回収した年月日	充填又は回収したフロン類の種類	充填したフロン類の量	回収したフロン類の量
			機種名	製品番号				
1-7	充填証明書	エアコンディショナー	AA007	BB007	R3.6.23	R32	1.3 kg	—
2-4	回収証明書	冷蔵機器及び冷凍機器	CC004	DD004	R3.9.6	R404A	—	0.25 kg
2-4	充填証明書	冷蔵機器及び冷凍機器	CC004	DD004	R3.9.6	R404A	0.3 kg	—
1-2	回収証明書	エアコンディショナー	AA002	BB002	R3.10.11	R410A	—	6.9 kg
1-2	充填証明書	エアコンディショナー	AA002	BB002	R3.10.11	R410A	7.6 kg	—
2-6	引取証明書	冷蔵機器及び冷凍機器	CC006	DD006	R4.2.5	R134a	—	0.13 kg

【注】管理番号 1-7 は、古くなったエアコン（管理番号 1-1）を廃棄した後に新品を整備したもの。工場出荷時、エアコン内部にはあらかじめフロン類（3.2 kg）が充填されていたが、納品・設置時に設置業者が 1.3 kg を追加充填し、その結果、総充填量が 4.5 kg となった事例。

- ⑧ ⑦により整理した情報から次のことが分かるので、それぞれの欄に記入する。
- 整備に際して冷媒用代替フロンの充填又は回収を行った第一種特定製品は、エアコンディショナーが**2台**、冷蔵機器及び冷凍機器が**1台**であった。
 - 廃棄に際して、第一種フロン類充填回収業者が冷媒用代替フロンの引取りを完了した第一種特定製品は、エアコンディショナーが**0台**、冷蔵機器及び冷凍機器が**1台**であった。
 (【STEP2-1】で記載した廃棄台数を一致することを確認してください。)

【第17号の2様式（第54条の2関係）より抜粋】

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	5台	2台	0台	6台
	冷蔵機器及び冷凍機器	7台	1台	1台	6台

令和3年度中に整備した台数を記入

■STEP3 前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量を記入する

- ⑨ 【STEP2-2】で用意した情報を再度準備する。

管理番号	証明書の種類	機器の種類	機器の特定情報		充填又は回収した年月日	充填又は回収したフロン類の種類	充填したフロン類の量	回収したフロン類の量
			機種名	製品番号				
1-7	充填証明書	エアコンディショナー	AA007	BB007	R3.6.23	R32	1.3 kg	—
2-4	回収証明書	冷蔵機器及び冷凍機器	CC004	DD004	R3.9.6	R404A	—	0.25 kg
2-4	充填証明書	冷蔵機器及び冷凍機器	CC004	DD004	R3.9.6	R404A	0.3 kg	—
1-2	回収証明書	エアコンディショナー	AA002	BB002	R3.10.11	R410A	—	6.9 kg
1-2	充填証明書	エアコンディショナー	AA002	BB002	R3.10.11	R410A	7.6 kg	—
2-6	引取証明書	冷蔵機器及び冷凍機器	CC006	DD006	R4.2.5	R134a	—	0.13 kg

- ⑩ 以上のことから、本報告書には次のように記入できます。
- ※ 報告書には小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記載してください。
- エアコンディショナーへの冷媒用代替フロンの充填量は、管理番号 1-7 及び 1-2 の機器への充填量の合計なので、 $1.3+7.6=8.9$ kg
 - 冷蔵機器及び冷凍機器への冷媒用代替フロンの充填量は、管理番号 2-4 の機器への充填量なので、**0.3 kg**
 - エアコンディショナーからの冷媒用代替フロンの回収量は、管理番号 1-2 の機器からの回収量なので、**6.9 kg**
 - 冷蔵機器及び冷凍機器からの冷媒用代替フロンの回収量は、管理番号 2-4 及び 2-6 の機器からの回収量の合計なので、 $0.25+0.13=0.38$ kg だが、報告書には小数第二位を四捨五入して小数第一位まで記載するため、**0.4 kg**

【第17号の2様式（第54条の2関係）より抜粋】

前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	8.9	キログラム	6.9	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0.3	キログラム	0.4	キログラム

充填量の合計を記入

回収量の合計を記入

※ 本報告書の「代替フロン充填量」の欄には充填証明書に記載の量の合計を、「代替フロン回収量」の欄には回収証明書と引取証明書に記載の量の合計を記入します。

■STEP4 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制を記入する

※ ここで記載するのは、家庭用機器など第一種特定製品以外のエアコン、冷蔵機器及び冷凍機器も含まれます。また、管理している機器以外（例：自動販売機などの貸している場所に設置された機器）も対象です。

- ⑪ 京都府内での冷媒用代替フロンの漏えい防止に関する取組の管理責任者及び担当者並びに点検体制その他冷媒用代替フロン使用機器の管理体制について、使用時と廃棄時とに分けて具体的に記入します。

【第17号の2様式（第54条の2関係）より抜粋】

		使用時の機器管理体制を記入
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内の事業所で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき簡易点検を実施している。 ・ 自らが管理する第一種特定製品についてはWEBアプリを用いて点検記録の保存を行い、関係社員の誰もがいつでも閲覧できる仕組みを導入している。
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するよう、マニュアルにまとめ運用している。 ・ 廃棄後も点検記録簿の保存をWEBアプリ上で管理しており、いつでも点検記録簿を閲覧できる体制をとっている。

廃棄時の機器管理体制を記入

【冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制の記入例】

取組区分	管理体制
使用時	・ 府内の事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が随時、情報を更新するなど、適切に管理している。
	・ 府内の事業所ごとに冷媒用代替フロン使用機器の管理責任者を、また冷媒用代替フロン使用機器ごとにフロン管理担当者を決定している。
	・ RaMS（冷媒管理システム）を利用して、機器の管理記録や点検記録の保存を行っている。

取組区分	管理体制
使用時	<ul style="list-style-type: none"> • WEB アプリを利用して府内で所有している第一種特定製品の管理、簡易点検及び点検記録の保存を行い、関係社員の誰もがいつでも閲覧できる仕組みを導入している。また、点検時期が近づくとお知らせメールを受信するよう設定し、確実に点検を実施できるような体制をとっている。 • 府内の事業所で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成している。 • 府内の事業所に設置されている第一種特定製品、家庭用エアコン及びカーエアコンから異音等の異常を感じた際、速やかに管理部門に連絡ができるよう、連絡先の内線番号を書いたシールを機器に貼り付けている。 • 社有車の使用簿に、カーエアコンの効きが悪くなっていないことや異音のしないことを確認したことをチェックする項目を設けている。 • トラックの荷台部分に搭載された冷凍冷蔵ユニットの簡易点検と併せて、運転席のエアコンの簡易点検も行うような体制をとっている。 • 自社以外が管理する冷媒用代替フロン使用機器を事業所内に設置する際は、自社で作成した冷媒用代替フロン使用機器管理マニュアルを当該機器の管理者に配布し、適切に点検がなされるよう、啓発している。
廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> • 府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するようマニュアルにまとめ、運用している。 • 第一種特定製品の廃棄時には、行程管理制度に基づき充填回収業者に回収依頼書（又は委託確認書）を交付し、充填回収業者から交付（又は送付）された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認し、担当部長まで報告する体制をとっている。 • 第一種特定製品の廃棄後の点検記録簿の保存も WEB アプリ上で行っており、点検記録簿をいつでも閲覧できる仕組みを導入している。 • 毎年1回開催しているコンプライアンス講習会の中で、家庭用エアコンの廃棄時には家電リサイクル法に基づき処分しなければならないことを必ず議題として取り上げている。また、事業所内のテナント向けにも参考を呼びかけ、フロン類の適正処分を呼びかけている。

■STEP5 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況を記入する

※ ここで記載するのは、家庭用機器など第一種特定製品以外のエアコン、冷蔵機器及び冷凍機器も含まれます。また、管理している機器以外（例：自動販売機などの貸している場所に設置された機器）も対象です。

⑫ 府内で冷媒用代替フロンの漏えい防止のために令和3年度に実施した取組内容を具体的に記入します。

		使用時の冷媒用代替フロン漏えい防止のための取組の実施状況を記入
【第17号の2様式（第54条の2関係）より抜粋】		
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の事業所で管理している家庭用エアコン全てに対して、夏期の前の5月に試運転を実施し、異音の発生等がないか確認した。 ・自らが管理する業務用冷凍機器にはフロン漏えい検知器を取り付け、冷媒用代替フロンの漏えいを早期発見し、大量漏えいを未然に防いだ。
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> ・充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。 ・第一種特定製品の廃棄時と家庭用エアコンの廃棄時に遵守すべき項目について社内でe-ラーニングを実施した。
		廃棄時の冷媒用代替フロン漏えい防止のための取組の実施状況を記入

【冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況の記入例】

取組区分	取組の実施状況
使用時	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定製品に点検表を貼り付けておき、日々点検・週次点検・月次点検を実施した。点検表は1ヶ月ごとに管理部門で確認し、機器に異常がないかをチェックした。
	<ul style="list-style-type: none"> ・社有車に搭載されているカーエアコンから異音が発生したので、速やかに管理部門に連絡して、整備業者に早急に修理を依頼した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の事業所で管理している家庭用エアコン全てに対して、夏期の前の5月に試運転を実施し、異音の発生等がないか確認した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の事業所で所有している業務用冷凍機器にはフロン漏えい検知器を取り付け、冷媒用代替フロンの漏えいを早期発見し、大量漏えいを未然に防いだ。
	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の事業所で所有しているトラック全てに対して、荷台部分に搭載された冷凍冷蔵ユニットの簡易点検と併せて、運転席のエアコンの簡易点検も実施した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に事業所内に冷媒用代替フロンを使用した自動販売機（別の事業者が管理する機器）を新たに設置したので、管理する事業者に対して、自社で作成した冷媒用代替フロン使用機器管理マニュアルを当該機器の管理者に配布し、適切に点検がなされるよう啓発した。
廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定製品の廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄した。また、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理する冷媒用代替フロン使用製品を適切に廃棄するため、第一種特定製品の廃棄時と家庭用エアコンの廃棄時に遵守すべき項目について社内でe-ラーニングを実施した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・工場内のコンビニ等の自社以外の者が管理する製品も含めて、自社工場内に設置された第一種特定製品が適切に廃棄されるよう、当該機器の管理者に遵守すべき項目をまとめた資料を配付し、啓発した。

■STEP6 ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針を記入する

※ ここで記載するのは、家庭用機器など第一種特定製品以外のエアコン、冷蔵機器及び冷凍機器も含まれます。また、管理している機器以外（例：自動販売機などの貸している場所に設置された機器）も対象です。

- ⑬ 今後、京都府内でノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品をどのように導入していくかの方針を具体的に記入します。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針を記入 </div>	
【第17号の2様式（第54条の2関係）より抜粋】	
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トッランナー機器）を導入する。 ・2030年度までに、冷媒としてR410Aを使用している家庭用エアコンの全てを、地球温暖化係数がより低い代替フロンであるR32を冷媒として使用する家庭用エアコンに更新する。

【ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針の記入例】

導入方針
<ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トッランナー機器）を導入する。
<ul style="list-style-type: none"> ・2030年度までに、冷媒としてR410Aを使用している家庭用エアコンの全てを、地球温暖化係数がより低い代替フロンであるR32を冷媒として使用する家庭用エアコンに更新する。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内に、別の事業者が管理する自動販売機を設置する際は、ノンフロン製品を設置してもらうよう促す。